

第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成31年2月25日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成31年2月25日(月曜日)

午前9時58分開議

午前11時17分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第3号 平成30年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成30年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 平成30年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

議案第37号 指定管理者の指定について

議案諮問第1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

出席委員(7人)

委員長 内野 幸喜
副委員長 末松 直洋
委員 前川 收
委員 溝口 幸治
委員 早田 順一
委員 濱田 大造
委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩
政策審議監 白石 伸一
危機管理監 松岡 正之
秘書グループ課長 府高 隆
広報グループ課長 市川 弘人

くまモングループ課長 小金丸 健

首席審議員

兼危機管理防災課長 宮本 正

総務部

部長 池田 敬之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 本田 充郎

政策審議監 青木 政俊

総務私学局長 満原 裕治

人事課長 小原 雅之

財政課長 下山 薫

県政情報文書課長 村上 徹

総務厚生課長 坂本 弘一

財産経営課長 永江 昌二

私学振興課長 塘岡 弘幸

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 間宮 将大

消防保安課長 門崎 博幸

税務課長 増田 要一

企画振興部

部長 山川 清徳

政策審議監 岡田 浩

地域・文化振興局長 水谷 孝司

交通政策・情報局長 藤井 一恵

首席審議員兼企画課長 内田 清之

地域振興課長

兼県央広域本部振興部長 倉光 麻里子

文化企画・

世界遺産推進課長 西尾 浩明

川辺川ダム総合対策課長 吉野 昇治

交通政策課長 重見 忠宏

交通政策課政策監 清田 克弘

情報企画課長 島田 政次

統計調査課長 山田 裕二

出納局

会計管理者兼出納局長 能登 哲也

会計課長 無 田 英 昭
管理調達課長 岡 村 英 治
人事委員会事務局
局 長 田 中 信 行
首席審議員兼総務課長 井 上 知 行
公務員課長 小 崎 至
監査委員事務局
局 長 中 山 広 海
監査監 田 原 英 介
監査監 石 川 修
監査監 工 藤 真 裕
議会事務局
局 長 吉 田 勝 也
次長兼総務課長 横 井 淳 一
議事課長 中 村 誠 希
政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎
政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、定刻前ではありますが、ただいまから第6回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、本委員会に付託された議案第1号、第3号、第10号、第14号及び第37号を議題とし、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

す。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、今月7日に成立いたしました国の補正予算への対応分494億9,100万円を追加しますとともに、今後の事業執行見込みの精査等によりまして574億円を減額しております。これらを合わせた補正額については、79億1,000万円の減額補正となります。

この結果、補正後の予算規模は8,532億2,100万円となりまして、このうち、平成30年度における熊本地震関連予算は、最終的に1,301億円となるところであります。

このほか、条例の制定や専決処分等の報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明については財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度2月補正予算の概要についてですが、議案第1号として、今後の執行見込みの精査による補正に合わせまして、防災・減災、国土強靱化、TPP対応など、国の第2次補正予算に対応した予算を計上しております。

これらを合わせますと79億1,000万円の減額補正となりまして、補正後の予算規模は8,532億2,100万円となります。

次に、補正の主な内容ですが、中段(1)の国の補正予算対応分として、地域道路改築費

や農村地域防災減災事業などに494億9,100万円を計上しております。

次に、(2)の通常分、これは、国補正以外を通常分と呼んでおりますけれども、通常分には、国道57号滝室坂トンネルの国直轄事業負担金などを計上しております。

(3)熊本地震への対応分として、中小企業等グループ補助金の追加や熊本高森線の街路整備事業、土地区画整理事業を計上する一方で、中小企業金融総合支援事業などを今後の執行見込みに応じて減額しています。

資料2ページをお願いします。

今年度の熊本地震関係予算は、今回の補正を加えますと1,301億円となります。

中段右側の棒グラフには、これまで3年間の地震関係予算の割合を示しております。

なお、これまでの累計は、円グラフ記載のとおり、8,550億円となります。

右下の表は、財源の内訳や実負担率を記載しております。

1枚おめくりいただきまして、資料4ページをお願いします。

一般会計のほか、特別会計、企業会計の補正予算の内訳を記載しております。これらについては、それぞれ所管の委員会で御審議をいただきます。

5ページをお願いします。

次の6ページとあわせまして、歳入予算の内訳を記載しております。いずれも最終予算額に合わせた補正となっております。

1、県税、3、地方譲与税などが、税収の伸びに応じた増額となっております。

6ページをお願いします。

9、国庫支出金、15、県債につきましては通常分で、事業費の確定に伴い減額となります一方、国補正予算分は、事業の追加に伴う増額となります。

12、繰入金と14、諸収入が大きく減額となっております。

7ページをお願いします。歳出予算の内訳

です。

1、一般行政経費は、右側補正額の説明欄に記載のとおり、通常分予算において、おのおの事業費の確定などに伴う減額を行っております。

8ページをお願いします。

2の投資的経費ですが、通常分は、今後の執行見込みの精査による減額や国庫補助金の内示減、国補正予算分は、防災・減災、国土強靱化に対応した公共事業等を計上しております。

3、公債費と4、繰出金については、事業費の確定等に伴う減額を行っております。

最後に9ページをお願いします。

今回の補正に伴い必要となる地方債の補正内容を記載しております。

以上が補正予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き担当課長から、議案等について説明をお願いいたします。

○小原人事課長 人事課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

平成30年度2月補正予算におきましては、各課に職員給与費の補正がございますので、一括して人事課の例で説明をさせていただきます。

表の上段、一般管理費、説明欄の(1)職員給与費でございますが、人事課におきましては89万円余の増額をお願いしております。

今年度の当初予算は、平成30年1月1日時点で在籍している職員の給与をもとに算定しておりますが、その後、4月の組織改編や人事異動等により職員数等に変動が生じていることから、当初予算と実際の給与費に違いが生じますので、補正をお願いするものでございます。

以下、各課の職員給与費についても人事課と同様の趣旨でございますので、各課からの

説明は省略させていただきます。

○白石政策審議監 知事公室付でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

11ページ2段目の防災総務費に補正額3億1,482万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いいたします。

全て地震対応分でございます。

まず、(1)熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業は、国庫事業の採択に伴います財源更正でございます。

次に、(2)熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業は、東海大学阿蘇キャンパス1号館建物の保存工事に要する経費でございます。国の平成30年度第2次補正予算事業でございます。地方創生拠点整備交付金事業により実施するため、今回計上するものでございます。

次に、下段の繰越明許費をお願いいたします。

防災総務費につきまして、3億1,482万円余の繰越明許費の変更をお願いしております。

これは、先ほど御説明申し上げました(2)の熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業につきまして、年度内の事業終了が見込めないため、全額翌年度への繰越設定をお願いするものでございます。

知事公室は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○市川広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の13ページ下段をお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

広報関係業務と首都圏広報業務につきましては、さきの11月議会において、それぞれ5,862万円余と1,006万円余を限度額として、債務負担行為の設定を御了承いただいたとこ

ろです。

今回、上段の広報関係業務につきまして、ラジオ広報及び広報誌の各戸への配布などについて、年度内に契約を締結する必要があるため、これらに要する経費3,676万円余を加えた9,538万円余に限度額の変更をお願いするものです。

下段の首都圏広報業務については、銀座熊本館の運営委託に関して、新年度当初から継続して実施する必要があるため、これに要する経費662万円余を加えた1,668万円余に限度額の変更をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○小金丸くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料の14ページをお願いします。

補正予算についてでございます。

商業総務費の右側、説明欄をお願いします。

2、(1)のくまもとプロモーション推進事業は、関西、首都圏等国内における継続的なプロモーションに要する経費の所要見込み額の減による300万円の減額でございます。

2、(2)のくまモン共有空間拡大推進事業は、くまモン共有空間拡大ラボの取り組みテーマの具体化に向けた試作等に要する経費の所要見込み額の減による200万円の減額でございます。

続きまして、債務負担行為の追加についてでございます。

上段、くまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラストの利用許諾事務を新年度当初から委託する費用として、限度額2,313万円余を設定するものでございます。

下段、くまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を新年度当初から委託する費用として、限度額1億9,494万円余を設定するものでございます。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

1段目の一般管理費の右側説明欄でございますが、2の危機管理対策費は、消防庁から発せられます危機管理情報を受信するJアラート機器、これの更新につきまして入札を行いましたところ、低額でございましたので、減額補正をいたすものでございます。

2段目、防災総務費の説明欄をごらんください。

2、防災対策費の、これは通常分でございますが、(1)の九州広域防災拠点強化整備事業、これにつきましては、非常勤職員の任用報酬が所要見込み額を下回ったため減額するものでございます。

次に、地震対応分、(3)防災対策費の災害対応職員の備蓄食料購入、これと、飛びまして(6)災害対策体制強化事業、災害対應用通信設備整備につきましては、いずれも入札残に関係する減額補正でございます。

戻りまして、済みません、(4)と(5)でございます、デジタルアーカイブ事業、それから地震検証事業は、国の採択に伴います財源の更正でございます。

下段(7)は、他県から派遣いただいている人件費の負担金の減でございます。

16ページをお願いいたします。

防災情報システム整備事業費、これは、現在システム設計に取りかかっておりますが、委託料の入札残に伴う減でございます。

危機管理防災課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小原人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いいたします。

表の上段、一般管理費の説明欄、(2)時間外勤務手当等についてでございます。9,385万円余の時間外勤務手当等の増額をお願いしております。

年度途中の災害等特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、時間外勤務手当の一部を人事課において毎年度当初予算で計上しておりますが、熊本地震関連業務や国際スポーツ大会関連業務への対応、また、1月3日に発生しました地震対応業務への対応等により、当初予算額では不足を生じることから補正をお願いするものでございます。

次に、表の下段、人事管理費でございます。534万円余の減額をお願いしております。

説明欄をお願いします。

1、人事管理費は、知的障・精神がい害者雇用促進事業の所要見込み額の減でございます。

2、退職手当は、地方債から一般財源への財源更正でございます。

3、職員研修費は、職員研修事業の所要見込み額の減でございます。

人事課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○下山財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

2段目の財産管理費ですが、86億円余の増額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

1の財産管理費については、公会計システムミドルウェアの保守契約の事業費確定に伴う減及び熊本市からの派遣職員の人件費負担金の増になっております。

2及び3の基金積立金は、運用利息が確定したことによる補正、次の4の県債管理基金積立金は、地方財政法に基づき、前年度からの繰越金の2分の1を基金に積み立てるといふものです。

次に、5の平成28年熊本地震復興基金積立金は、預金及び債券運用による運用利子の確定等に伴う補正です。

20ページをお願いします。

元金及びその次の利子は、一般会計の起債に係る元金、利子及び公債管理特別会計への繰出金の最終見込みによる補正です。

利子、説明欄1の一般債利子の39億円余の減額は、借入利率が当初見込みの利率を下回ったことによるものです。

最下段の公債諸費は、発行手数料の減等によるものです。

21ページをお願いします。

公債管理特別会計についてです。この特別会計は、借換債などの県債について、その発行と償還等の経理を一般会計と区別するために設けているものです。

資料記載のとおり、元金、利子及び公債諸費について、最終見込み額に応じて補正を行うものです。

最後に、22ページの情報処理関連業務の債務負担行為の設定についてです。これは、起債管理システムの保守経費につきまして、今年度内に契約を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

財政課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料23ページをお願いいたします。

2段目の文書費でございますが、右側の説明欄をごらんください。通常分でございます。

昨年度から当課に配属されております、市町村からの派遣職員に係る給与改定に伴います給与等の負担金の増及び公益法人業務につきまして、再任用職員が配置されたことに伴う非常勤職員人件費の減によるものでございます。

次に、3段目の大学費でございます。同じく右側の説明欄をごらんください。

こちらは地震対応分でございますが、熊本県立大学が行っております、被災した学生に対する授業料減免に対する経費につきまして、執行見込み額の減などに伴います1,400万円余の減額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本総務厚生課長 総務厚生課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をお願いいたします。

共済組合事業費710万円余は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合本部への事務費負担金が不足するため、増額をお願いするものでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、職員に対する児童手当は、対象児童数が見込みよりも少なかったことにより、870万円余の減額をお願いしております。

また、3段目の恩給及び退職年金費でございますが、受給者の減少により、320万円余の減額をお願いするものでございます。

総務厚生課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の25ページをお願いします。

下段の財産管理費ですが、713万円の減額補正及び財源更正をお願いしております。

内訳は、右の説明欄をごらんください。

1の財産管理費のうち火災共済金は、県有財産が加入している火災共済事業から災害見舞金収入がございましたので、一般財源からその他の諸収入へ財源更正を行うものでございます。

次の派遣職員宿舍借上費については、阿蘇地域振興局で他県からの派遣職員等を受け入れるために、宿舍や家具、家電をリースしておりますが、その事業の入札残による減額でございます。

2の庁舎等管理費ですが、(1)庁舎維持補修費は地方債及びその他の諸収入から、(2)総合庁舎等施設整備事業(臨時分)は地方債から、それぞれ一般財源へ財源更正するものでございます。

26ページをお願いします。

債務負担行為についてでございます。

まず、上段の債務負担行為の追加は、地域振興局の局長宿舍等の借りに係る経費でございます。

下段の債務負担行為の変更は、他県からの派遣職員の宿舍を借り上げる経費でございますが、補正前の欄が空欄でありますのは、教育庁が11月議会で同じ事項名で債務負担行為を設定したためであり、当課におきましては今年度初めて設定するものでございます。いずれも今年度中に契約を行う必要がありますので、設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

ページをめくっていただきまして、27ページをお願いいたします。

私学振興課は、私学振興費で5億9,000万円余の減額を計上しています。

右の説明欄をごらんください。

2、私学振興助成費です。11事業で6億4,800万円余の減額をお願いしていますが、ここでは減額が大きい主な5事業のみを記載しております。

(1)の私立高等学校等就学支援金事業、(2)の私立高等学校等経常費助成費補助及び(3)の奨学のための給付金事業につきましては、

補助対象人数等が当初の見込みより減少していることによる減額でございます。

(4)私立学校施設安全ストック形成促進事業につきましては、地震の影響により資材や人材が不足している状況の中、一部の補助対象校におきまして計画を見直し、工事が先送りになったことによる減額でございます。

地震対応分の(5)被災生徒授業料等減免補助事業につきましては、補助対象となる生徒が減少していることによる減額でございます。

また、1つ飛ばしまして、4、国庫支出金返納金は、熊本地震で被災した施設の復旧を行う私立学校に対しまして、震災後の学校負担に配慮しまして、国庫補助金を概算で支給しておりましたが、工事完了後の精算に伴い国費の返還が必要なことから、今回増額を行うものでございます。

次の28ページをお願いいたします。

1事業につきましては、債務負担行為の追加をお願いするものです。

熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業は、専門家を各私立学校に派遣し、不登校やいじめ、貧困、就労等さまざまな問題を抱える私学生徒等に関する助言等の支援を行うものですが、4月から切れ目なく継続して生徒や学校への支援を行うには、年度内に委託契約を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

2段目の自治振興費につきましては、49億8,000万円余の減額をお願いしております。減額の幅が大きくなってございますが、右側説明欄(8)の平成28年熊本地震復興基金交付金の47億円余の減額が大きなものとなっております。

これにつきましては、当初150億円を計上させていただいております。年度途中で過不足が生じ、被災者支援、復旧、復興が停滞することがないように、事業ごとに余裕を持って当初予算で計上させていただいているものでございまして、今回の減額補正が復旧、復興のおくれをあらわすものではなく、より直近の所要見込み額を踏まえまして、適切な予算規模に補正をさせていただくものでございます。

今後も引き続き、被災者や市町村のニーズの変化も捉えながら、復旧、復興に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、上から順次主なものを説明させていただきます。

(1)の自治振興支援費でございますが、権限移譲事務市町村交付金の交付額確定に伴う減額でございます。

(2)の市町村自治宝くじ交付金につきましては、サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の配分額確定に伴う減額でございます。

(3)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業でございますが、これは、地方公共団体情報システム機構への住基ネットワークシステム運営に関する負担金の確定に伴う減額でございます。

次に、(6)の地方創生広域連携支援事業でございますが、所要見込み額の精査に伴う減額をお願いしております。

次に、(9)の熊本地震被災市町村支援事業につきましては、所要見込み額の精査による減額をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

選挙関係でございます。

2段目の県議会議員選挙費でございますが、春に予定をされております県議会議員選挙の選挙期日が4月7日に決定をしたことによりまして、今年度中に発生する県事務費、

また、市町村への交付金に関する経費を計上させていただきます。

次は、市町村振興資金貸付事業特別会計分の補正でございます。

上段の市町村振興資金貸付金につきましては、貸付事業の所要見込み額の増加に伴い、4億5,000万円余の増額をお願いしております。

具体的には、南阿蘇鉄道に対して貸し付けを行う南阿蘇村に対する支援でございます。

下段の一般会計繰出金については、繰出先事業の所要見込み額の精査に伴い減額をお願いするものでございます。

31ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。さきの11月議会におきまして、県議会議員選挙に関する債務負担行為の設定を御承認いただいたところでございます。

選挙期日が4月7日に決定をしたことによりまして、選挙公報の発行について、年度内に契約を締結する必要が生じたため、2,400万円余に限度額の変更をお願いするものでございます。

市町村課は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料、次の32ページをお願いいたします。

2段目、消防指導費につきましては、727万6,000円の補正をお願いしております。これは、危険物取扱者の保安講習の手数料につきまして、昨年度、第3・四半期分の実績を20人報告、繰り入れしたもので、再発防止策を講じた上で、783万7,000円を償還金として収入証紙特別会計へ返納するものでございます。

次に、最下段、総務施設災害復旧費につきましては、消防学校の災害復旧工事に伴う入

札残による減額でございます。

なお、工事は昨年末に完了をしております。

次に、33ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

防災消防ヘリコプターの運航に関連いたしまして、上段は、県内各消防本部から派遣された航空隊隊員の宿舍借り上げに伴うもの、下段は、ヘリの運航管理及び点検、燃料調達の業務委託並びに航空保険料につきまして、それぞれ4月1日から切れ目なく対応できるように債務負担行為を設定するものでございます。

このうち、運航管理業務につきましては、本年までは1年の設定でありましたが、長野、群馬両県でのヘリ墜落事故を受けた2人操縦体制への移行や運航スタッフの育成、計画的な設備投資などにより、さらなる安全性の確保、運航体制の強化を図るため、3年での設定をお願いしております。

消防保安課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料34ページをお願いいたします。

まず、上段の税務総務費で9,387万円余の減額です。

説明欄をお願いいたします。

2の(1)ふるさとくまもと応援寄附金推進費、それから4のふるさとくまもと応援寄附基金積立金、これにつきましては、平成30年度の寄附金額が当初想定より少なくなる見込みであることに伴いまして、寄附者に贈呈します感謝の品に関する経費、それから基金に積み立てる寄附金額について減額を行うものです。

次に、下段の賦課徴収費で1億811万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

2の公金取扱費1億1,401万円につきまし

ては、市町村民税とあわせて市町村に徴収していただいております個人県民税について、市町村に交付する徴収取扱費の計算基礎となる納税義務者数が見込みより多かったことに伴い増額を行うものです。

続きまして、資料の35ページをお願いいたします。

ここに記載のゴルフ場利用税交付金ほか8の交付金精算金につきましては、県に納付されたそれぞれの税収をもとに、地方税法等に規定する計算方法で算定した額について、市町村への交付並びに他の都道府県への精算を行うものです。

右側説明欄記載の理由により、当初予算の見込みに増減が生じておりますので、所要額の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○内田企画課長 企画課でございます。

説明資料の37ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、個別事業ごとの増減がございますが、総額では100万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の企画推進費の熊本復旧・復興4カ年戦略推進事業は、熊本復旧・復興4カ年戦略の推進及び進捗管理等に要する経費でございますが、主に県民アンケートや4カ年戦略推進委員会の経費でございます。所要の見込みにより48万円余を減額するものでございます。

次の「熊本版」官民協働海外留学支援事業は、熊本での就職を希望する学生等に対する海外留学奨学金の支給等に要する経費でございますが、本年度は8名の学生を派遣いたしております。各学生の留学期間が見込みより短かったため、74万円余を減額するものでございます。

また、2の世界チャレンジ支援基金積立金は、ただいまの海外留学支援事業に係ります

基金でございますが、今般、基金の運用利息が確定したことに伴います積立金の増額でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の東京事務所職員宿舍等賃借は7,600万円余でございますけれども、東京で勤務をします職員のための宿舍39戸分の借り上げ及び東京事務所が入居します都道府県会館への管理等の負担に係るものでございます。

また、下段の銀座熊本館運營業務200万円余は、銀座熊本館での県産品展示やPRのための委託に係るものでございまして、いずれも契約を年度内に締結する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

資料39ページをお願いします。

計画調査費につきまして、1億円余の減額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

まず、1の開発促進費でございます。

通常分の(1)市町村派遣職員負担金につきましては、市町村からの派遣職員の人件費に対する負担金の所要見込み額の増でございます。

(2)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、水俣市による事業の見直しに伴い、情報発信交流拠点施設整備事業に関する費用の減額、水俣環境アカデミア事業等に要する経費の所要見込み額の減により9,200万円余を減額するものでございます。

次に、2の企画推進費は、地域づくりチャレンジ推進事業について1,400万円余の減額をお願いしております。

住民等による自主的な地域づくりの取り組み等に対する助成の所要見込み額の減により、通常分について1,300万円、地震対応分について100万円余を減額するものでございます。

次に、3、国庫支出金返納金でございます。

通常分については、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る過年度補助金の確定に伴う国庫返納金でございます。

地震対応分については、地域づくりチャレンジ推進事業に係る過年度補助金の確定に伴う国庫返納金でございます。

続きまして、40ページをお願いします。

債務負担行為でございます。

まず、くまもと移住定住支援センター運營業務は、東京にありますふるさと回帰支援センター内の本県ブースの賃貸借料や移住定住支援相談員に伴う経費等でございます。

次に、御所浦地域活性化推進事業でございますが、御所浦地域における地域おこし協力隊活動支援に要する経費でございます。いずれも年度内に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の41ページ、上段の表をお願いいたします。

計画調査費につきまして1,700万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の文化企画推進費でございます。博物館関係資料活用・学習支援事業は、嘱託職員の欠員に伴いまして150万円を減額するものでございます。

次に、2の県立劇場費でございます。県立劇場施設整備費は、保全計画に基づき施行す

る県立劇場舞台照明設備改修工事等の入札残による1,600万円余を減額するものでございます。

続きまして、同じ41ページの下段の表をお願いいたします。

県立劇場管理運営業務に係る債務負担行為の設定についてでございます。

平成31年4月から平成36年3月までの5年間の指定管理委託料といたしまして、限度額20億3,000万円余を設定するものでございます。

指定管理者の指定につきましては、後ほど条例等議案で詳細を御説明させていただきます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

計画調査費で3,000万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

まず、1の川辺川総合対策費です。(1)の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、球磨川流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対しまして助成するものですが、執行残等で実績見込み額が減少するため、1,900万円余を減額するものでございます。

(2)の五木村振興道路整備(受託)事業は、村道整備を県が村から受託して進めているものですが、村が国の2次補正予算を活用することに伴い、事業費を5,000万円増額するものでございます。

2の五木村振興基金積立金、3の球磨川水系防災減災基金積立金につきましては、それぞれ運用利息の確定等に伴う積立金の増額及び減額でございます。

説明資料43ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、国の2次補正予算を活用して実施する五木村振興道路整備

(受託)事業5,000万円につきまして、繰越明許費の増額設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

44ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、総額では290万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

交通整備促進費の地震対応分でございますが、益城テクノ団地生活交通支援事業につきまして、益城テクノ団地の入居者への当該団地と益城町中心部とを結ぶ路線バス利用運賃の助成に要する経費の所要見込み額が減少したことにより、200万円余を減額しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

45ページをお願いいたします。

人事管理費でございますが、4,300万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、ホストコンピューター関連の入札残、パソコン調達に係る入札残及び各種情報システム管理運営に係る入札残等に伴う減額でございます。

次に、計画調査費でございますが、1億3,700万円余の減額をお願いしております。

主なものとしましては、熊本県総合行政ネットワークの通信機器購入に伴う入札残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山田統計調査課長 統計調査課でございます。

46ページをお願いいたします。

下段の委託統計費ですが、2,100万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

国の各省から委託を受けて実施しております統計調査に係る1、2の国庫委託金の減額及び3の国庫支出金の精算に伴う返納金でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○無田会計課長 会計課でございます。

資料の48ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計でございます。2段目の利子につきまして、700万円の減額補正をお願いしております。これは、支払い資金が不足する場合に、指定金融機関である肥後銀行から一時的に借り入れております借入金の利子でございます。

右側説明欄に記載のとおり、借入額の減に伴い所要見込み額が減となったことによる減額補正でございます。

次に、資料下段の収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金につきまして、1億円の減額補正をお願いしております。

収入証紙の販売収入につきましては、一旦この特別会計に受け入れまして、その後、使用料や手数料等の収入実績に応じて関係所属へ配分するために、一般会計へ繰り出しているものでございます。

右側の説明欄に記載のとおり、この証紙による収入の減に伴いまして、繰出金の所要見込み額が減となったことによる減額補正でございます。

資料をめくっていただきまして、49ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

会計事務補助委託業務につきまして、平成31年度分として640万円余をお願いしております。これは、熊本地震関係の事業に伴いまして増加しております支払い業務等一連の会計業務を迅速に処理するために、業務の一部を外部委託するものでございます。

本年度に引き続きまして、平成31年度も年度当初からの委託を予定しております。今年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の51ページをお願いいたします。

債務負担行為のうち、全庁的に共通する4つの業種につきましては、管理調達課が本庁及び出先機関の全庁分を取りまとめて、一括して設定しております。

今回は、平成31年4月1日から業務を委託するために、年度内に契約を行う必要があるもののうち、随意契約等によりまして短期間で契約が可能なものにつきまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

なお、契約手続に期間を要するものにつきましては、既に11月補正において議決をいただいております。

まず、上段の県有施設等管理業務でございますが、本年度の当初から11月補正までに議決いただきました限度額52億5,000万円余を58億3,500万円余へと、5億8,500万円余増額するものでございます。これは、各庁舎の清掃や設備機器の保守点検などに係る業務委託382件分でございます。

中段の給食業務は、同様に、限度額3億2,900万円余を3億7,300万円余へと、4,300万円余増額するものでございます。これは、特別支援学校の給食業務委託2件分でございます。

下段の情報処理関連業務は、同様に、限度額17億4,100万円余を24億6,000万円余へと、7億1,800万円余増額するものでございます。これは、県税システム等の各種電算システムの開発や維持管理に係る業務委託187件分でございます。

次のページをお願いいたします。

事務機器等賃借ですが、同様に、限度額27億5,000万円余を限度額29億5,700万円余へと、2億600万円余増額するものでございます。これは、職員用のパソコンなどの事務機器等の賃借料163件分でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

表の上段、委員会費につきましては、人事委員会委員の報酬につきまして、活動実績を踏まえて減額するものでございます。

次に、下段の債務負担行為の追加につきましては、職員等採用試験案内の作成業務についてお願いをしております。これは、平成31年度に実施をいたします採用試験の受験者確保に向けまして、試験内容の早期周知を図るため、年度当初に試験案内を作成、配布する必要がありますことから、86万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田原監査監 監査委員事務局でございます。

資料55ページをお願いいたします。

上段の委員費でございますが、委員に係る人件費所要見込み額の確定に伴い、5万円の減額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○横井議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の56ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、1,770万円余の減額をお願いしております。これは、右の説明欄のとおり、議員数の増により議員報酬が648万円余増加した一方で、議員旅費等の所要見込み額が2,419万円余の減額となったことによるものでございます。

次に、下段の事務局費でございますが、5,816万円余の減額をお願いしております。これは、一般役務費等の所要見込み額の減及び議会棟改修工事の執行残等に伴う減額でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料57ページをお願いいたします。

議案第37号指定管理者の指定についてでございます。

熊本県立劇場につきましては、第4期の指定管理者として、公益財団法人熊本県立劇場を、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を指定期間とする選定を行ったところでございます。

選定までの経緯等につきましては、58、59ページの概要により御説明させていただきます。

1の選定の経緯でございますが、熊本県立劇場の設置目的をより効果的に達成するため、昨年10月に5名の外部有識者から成る指定管理候補者選考委員会を設置いたしました。

第1回の審議を経て、選定の方法を非公募による手続とし、公益財団法人熊本県立劇場に対しまして、必要書類の提出を求めています。

その後、12月に、第2回の選考委員会におきまして、提出された書類をもとに指定管理候補者の審査を行い、その意見を踏まえまして、指定管理者制度運営会議におきまして、指定管理候補者として公益財団法人熊本県立劇場を選定いたしております。

3の選定理由ですが、公益財団法人熊本県立劇場からの提案内容は、文化事業の内容において質的、量的にも満たしており、施設の管理運営の計画も適切である、財務状況にも問題がない、また、県の文化拠点として求められる人材の育成、確保や地域との連携についても評価できる計画となっていると選考委員会からの意見を踏まえまして、指定管理候補者として選定いたしております。

なお、選考委員会からは、附帯意見といたしまして、今回、非公募による選定手続であり、公益財団法人熊本県立劇場の管理運営につきまして、県としてもしっかりと確認、検証をしていく必要があるとの意見をいただいております。

これにつきましては、外部有識者による県立劇場事業評価検討委員会を設置いたしまして、これまで以上に厳格に確認、検証していくこととしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川收委員 説明資料、補正概要1ページであります。今回の補正の内容のプラス部分でいえば、先々週でしたかね、その前か。平成30年度第2次補正予算が成立した後に、その内訳というのが発表されて、それが今回の県の2月補正予算のほうに反映されているというふうに私は受け取っておりますけれども、私たちがいろいろいただく情報の中で、

国の補正予算の中で特に今回目玉になっております防災・減災、国土強靱化予算というのが、東京、大阪に次いで全国3番目の額をいただいたということ、情報としていただいております。

ただ、なかなか、それは県と市町村分を合わせた額の内容を私たちは知っているわけであって、ここは県分だけが多分掲載されているのかなというふうに、先ほど説明を聞きながら思っております。

内容の細かな部分は所管の委員会が違いますから、その部分については所管委員会のほうでまたちゃんと発表し、議論をいただければというふうに思っておりますが、今言いましたその国土強靱化、防災・減災対策の部分プラス今回もう一つのTPP協定早期発効にするための農林水産業の強化対策という、そういう2つがたしか2次補正の目玉だったと思います。それらの総額の概要と、それから2次補正によって増額になる分の本県配分というんですかね、がもしわかれば教えていただきたいと思っております。

先ほど言いました防災・減災対策、国土強靱化分というものが、本当にそうやってたくさんいただいているのかどうかの確認も含めて、その内訳の内容でちょっと細かくて恐縮ですけれども、わかれば教えていただきたいと思っております。

それからもう1つ、ちょっとちっちゃな話で済みませんが、29ページの市町村課の説明の(2)、市町村自治宝くじ交付金の減が2億5,800万円余ということになっております。宝くじからいただける交付金というのは、非常に大事な財源だと私は思っておりますけれども、今回2億5,000万円の減額があったのは、毎年あらかじめ少し多目の算定をしておいて、例年いつもこのくらいの減額になっているのか、もしくは、ことは余り宝くじが売れずに、例年よりも多い2億5,800万円余の減額になったのか、その理由を教えてください。

さい。

以上2点です。

○内野幸喜委員長 まず1点目の補正の件は、はい、下山財政課長。

○下山財政課長 1点目につきまして、財政課のほうからお答えいたします。

今回の第2次補正予算につきましては、先生方にも御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで、たくさんの予算をいただくことができました。

内訳でございますけれども、一応一般会計のほうで申し上げますと、県の予算として組んでいる部分でございますと、防災・減災、国土強靱化で196.7億円計上させていただいております。それからTPP関連で62億円、その他、災害復旧も含めます喫緊の課題としまして236.2億円ということで、合計の494.9億円を計上させていただいております。

国の予算額に対してどれだけ来ているかという情報につきましてでございますけれども、私たちもいただいている事業費ベース、例えば、国土交通省は事業費ベースであったりとかということで、細かく県としてどれだけ配分率として来ているのかという情報まで取っておりませんでして、そこまではちょっと現段階ではお答えできない状況でございます。

○前川収委員 両方を聞いた上でまた質問します。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

宝くじの交付金につきましてでございますけれども、これは、全国の宝くじの販売額に応じまして、各都道府県及び市町村に配分をされているものでございます。

この全国の宝くじの販売というものが年々

額が低下しております、例えば、平成21年度には1,400億円の売り上げがありましたが、平成30年度は1,050億円余ということで、だんだん年々下がってきているというような状況でございます。

熊本県における予算の状況ですけれども、まず、年度当初に、全国の販売計画額というのが計画をされます。それによりまして、今年度は1,320億円ほど最大で販売をするという計画でございましたけれども、これが先ほど申し上げましたとおり1,050億円余ということで、販売額が計画どおり伸びなかったということで、今回2億円余の減額をさせていただいております。

この計画額と販売実績額のずれについては、毎年度同じような傾向にございまして、昨年度も2億7,000万円ほど減額補正をさせていただいております。

今年度の減額補正が2億6,000万円ほどでございますので、今年度も昨年度と同じような傾向かなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○前川収委員 先ほど財政課長からお話をいただきました分が、まだわからない部分がたくさんあるという話でありましたが、今後の補正対応の部分も含めてぜひ精査していただければありがたいなというふうに思っております。

皆さんが本当に頑張ってください、補正予算は非常に有利な、普通のいわゆる当初予算よりも有利な仕組みになっている補正予算をたくさん獲得していくというのは、これまでの蒲島県政の流れの中においても、財政運営を有利にしていくため、本当に一生懸命頑張ってくださいと高く私は評価をしております。我々も、議員としても、それから政党としてもしっかりと、その部分については御協力をしてきたつもりでありますから、そういったものがきちっと成果として評

価されるということをしていかないと、次という、これはここで終わるわけではありませんから、次年度以降の対応も含めて精査をしていくべきだというふうに思っておりますので、わかりづらい部分や、まあ、国から見れば全国の都道府県ごとの比較というのは余りしたくないという傾向はあると思いますが、ぜひそこはしっかり精査してもらえればというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思っております。

それからもう1つ、今おっしゃった宝くじはやっぱり、もともと売りたいと思っていた計画よりも売れなかったということが大前提なんですね。わかりました。

宝くじのいろんな、この交付金だけではなくて、さまざまな事業で宝くじの益金が使われておるといふふうに伺っております、何か事業仕分けをなさったときに、いろいろたたかれて窮屈になったという話もあっておりましたけれども、地方自治体にとっては非常に、有利なというか、使いやすい、しかも住民のニーズに応えやすい宝くじの交付金だといふふうに思っておりましたので、ここはみんな、下がっていることは、やっぱりちゃんと還元されているんですよという部分の広報等もしながら取り組んでいただければというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、35ページ、税務課にお尋ねをいたします。

ここは、ゴルフ場利用税交付金からずっと並んでいますが、増収によって交付金が増になったというのは説明どおりだと思いますけれども、この辺のゴルフ場利用税は、減収による市町村交付金の減ということは、県内のゴルフ場を利用される方が減ったので減にな

ったというふうに、単純にそう理解していいの。それから自動車も一緒なんですけれども、自動車も、県内で買われる方が減ったのでそういうふうに理解していいのかというのを、ちょっとお尋ねをいたしたいと思えます。

それで、最近の傾向も、こういうふうに減り続けているのかどうかというの、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○増田税務課長 税務課です。

まず、1点目のゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場利用税については、地震で休業されていたゴルフ場が再開するなどございますので、現年度分、ことしの税分については増額の見込みということで考えております。ただ、交付金を算定する上で、過年度納付をいただけなかった分、これが当初予定よりも少なくなっておるものですから、トータルとして交付金の対象とする税収は減っているという形で考えております。

ゴルフ場につきましては、あと1ゴルフ場がまだお休みという形でございますので、その再開があれば、それなりにゴルフ場利用税としては多くなるのではないかなと考えております。

それから、自動車取得税交付金、こちらにつきましては、当初の見込みと——今回補正を組むに当たっては、11月ぐらいの実績に基づいてことしの最終見込みをしたところでございます。

中身を見ますと、普通自動車、これの登録台数が4.7%の減、それから軽自動車につきましては17.8%の増と、登録台数はふえております。ただ、税額ベースで見ますと、普通自動車のほうが3.4倍ぐらいのボリュームがあるものですから、税収としてはトータル減っているという形になりますので、交付金も減ということになるというところでございます。

○溝口幸治委員 ちょっと安心しました。ゴルフ場も今からはだんだん回復基調になっていくということでしょうし、自動車も、何か人口が減ってだんだんだんだん経済力が落ちているのかなというふうに思ったんですが、今の説明でよくわかりました。

ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○早田順一委員 今の税に関してなんですけれども、5ページの歳入なんですけど、説明で、県税が非常に伸びているということで、本当にいいことだというふうに思います。

その要因として、熊本地震からの復旧、復興で非常に景気がよくなっているのか、あるいは、例えば、企業誘致なんか、地震があっても過去最高の企業誘致を熊本県が受け入れをしておられるわけですけども、この辺はどのように分析といいますか、見ておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○増田税務課長 税務課です。

税収としての中身を少しお話をさせていただきたいと思います。

今回、当初予算と比較して36億円程度の増ということで見込みをさせていただいております。

中身としましては、やはり個人県民税、これが34億円程度の増を見込んでおります。あと、法人県民税と事業税、2税合わせて14億円程度の増と見込んでおります。

個人県民税につきましては、課税の対象となる、要は納税者の方がやっぱりふえておりますので、やっぱり現在堅調に所得がふえているので、課税対象者がふえているのではないかなと思っております。

法人につきましても、やはり各種施策によ

りまして、倒産件数も少ないとお聞きしておりますので、その点の復興需要あたりの事業というものが引き続き行われているのではないかなというところで考えているところがございます。

あと大きなものとしましては、不動産取得税、これも復興に当たりまして新築等の物件ふえておりますので、そのあたり。あとは、これからもMICEでありますとか、いろんなものが予定されておりますので、引き続き不動産取得税につきましても、それなりの数字が見込めるのではないかなと考えているところがございます。

以上です。

○早田順一委員 非常にいい傾向で税収が伸びているということで、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

平田機工なんか本社を移転されたりとかされていきますけれども、そういうところも影響というのはどうなんでしょうか。

○増田税務課長 済みません、個別の企業様の動向でお話しするのはよくわからないところもあるんですが、基本的にはやはり事業活動が活発になっているので、ふえているというのが一番、全体的にふえているというのが大きいのではないかなと思っております。

○早田順一委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 42ページで、五木村の復興についてちょっとお尋ねしたいんですが、基本的なことなんですけど、五木村の人口はたしか、結構減っちゃって1,200人ぐらいでしょうか。あと、10年間ぐらいにわたって復興計画ずっとやってきたと思うんですが、見通し

というか、どういう結果が出て、今後どういうリクエストが五木村からあるのか、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

議員おっしゃるように、人口は1,000人を、今推計人口では切っております。

で、これまで10年間にわたりまして、県と村とで、ふるさと五木村づくり計画というのをつくって振興に取り組んできておりますが、例えば、観光客の増であったりとか木材生産の増であったりとか、そういうふうにより一定の成果が出てきている分は当然にあるというふうに思っております。

ただ、まだまだ一方では、そういう人口の問題とか、課題も残されておりますので、31年度以降につきましても、引き続き計画を延長して振興を図っていこうというふうを考えております。

詳しくは後議のほうで、また報告をさせていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○濱田大造委員 了解しました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 44ページの益城テクノ団地の生活支援事業で、路線バス、これの見込み額の減ということの内容について説明いただけますか。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

44ページの減の内容について御説明をいたします。

まず、こちら、テクノ団地の入居者の数が減っているというところが最も大きいという

ことでございます。

まず、テクノ団地の入居者数ですが、平成28年7月の時点では1,293名だったところ、ことし1月1日現在の入居者数というものが730人ということで、563人減ったというところでございます。

こういったことも伴いまして、路線バス利用者も減少傾向にありまして、今回実績を見ながら予測したところ、減額の補正となったというところでございます。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第10号、第14号及び第37号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託されました議案諮問第1号を議題といたします。

あらかじめ申し上げます。諮問第1号は、地方自治法の規定により、知事が給与その他の給付に対する処分についての審査請求に対する裁決をするに当たり、議会の意見を聞くための諮問議案であり、議会に求められているのは、教育委員会が行った退職手当支給制限処分についての知事に対する審査請求に関する意見です。

なお、退職手当支給制限処分の前提となる

県教育委員会が行った懲戒免職処分については、地方公務員法の規定により、人事委員会に対して審査請求がされており、今回の諮問とは関係ありません。

本委員会では、これより、執行部から退職手当支給制限処分についての審査請求の概要、審議の経過、裁決の考え方等の説明を受けた上で質疑をし、審査請求人の非違行為の内容、程度、勤務状況、職責等を踏まえて判断していただくこととなります。

審査請求人の請求を認めるという判断をする場合は、本件審査請求は認容すべきという意見、当該処分に違法または不当な点はなく、審査請求人の請求は認められないという判断をする場合は、本件審査請求は棄却すべきという意見になりますが、このどちらの意見を議会の意見として答申するかということについて採決することとなります。

それでは、諮問第1号について、執行部の説明を求めます。

○小原人事課長 人事課でございます。

説明資料の60ページをお願いいたします。

諮問第1号退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問についてでございます。

61ページの諮問の概要で説明させていただきます。

1、諮問の趣旨でございますが、懲戒免職処分を受けた職員に対し、県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、知事に対し、地方自治法の規定に基づく審査請求がなされました。知事が当該審査請求の裁決を行う場合は議会の御意見をお伺いすることが必要であるため、議会に対して諮問するものでございます。

62ページをお願いいたします。

まず、事務の流れについて御説明いたします。

このページの一番上、非違行為の発生を受

け、今回の事案では、非違行為を行った教員の任命権者である県教育委員会が、法令等に基づき懲戒免職処分と退職手当支給制限処分を行っております。

審査請求人は、懲戒免職、退職手当支給制限両方の処分に不服があるとして、懲戒免職処分については、地方公務員法に基づき県人事委員会に審査請求を行い、退職手当支給制限については、地方自治法に基づき知事に審査請求を行っております。

今回諮問いたしますのは、図右側に流れをお示ししております退職手当支給制限処分に関する審査請求についてでございます。

審査請求書の提出がありましたら、審査庁である知事が請求を受理し、本件処分に関与していない職員の中から審理員を選定し、審査を行います。

審理員は、審査請求人と本件処分を行った処分庁である県教育委員会の双方に対し、弁明書、反論書等の提出を求め、また、口頭意見陳述を実施するなどして審理を行い、意見書を作成します。

本件に係る議会のかかわりですが、地方自治法の規定により、知事は、裁決を行うに当たって議会に諮問することが義務づけられており、今回、議会の御意見を伺うものです。

なお、図において裁決から下、点線でお示ししておりますが、審査請求人が知事の裁決に不服がある場合は、当該処分の取り消し訴訟を提起することができます。

61ページにお戻り願います。

2、事案の概要でございます。

(1)平成28年2月23日、公立小学校教諭であった審査請求人は、所属校の職員室において、同僚教諭2人のそれぞれのパソコンに接続されていたUSBメモリー2本を窃取しました。さらに、そのうち、児童の通知表や連絡網等の電子データが記録されていた1本を報道機関に送付し、秘密を漏えいしたものです。

(2) 処分庁である県教育委員会は、このような事実を踏まえ、教育に携わる者として決して許されないあるまじき行為であり、学校、教育そして本県教職員全体の信頼、信用を著しく傷つけたとして、平成28年10月3日付で、審査請求人を懲戒免職処分としました。

そして、この懲戒免職処分を前提として、今回の諮問の対象であります退職手当につきまして、全部を不支給とする処分を同日付で行っております。

3、審査請求人の主張でございます。

審査請求人は、退職手当に係る全部不支給処分の取り消しを求めています。

その理由として、本件処分には、本件非違行為に至った動機、本件非違行為当時の精神状態等の事情が考慮されておらず、裁量権の逸脱、濫用が明らかである懲戒免職処分を前提になされたものであるから、本件処分も取り消されるべきと主張しております。

4、処分庁、県教育委員会の主張でございます。

処分庁は、本件審査請求の棄却を求めています。

その理由として、本件処分は、懲戒免職処分を前提とし、熊本県職員等退職手当支給条例などにに基づき、非違行為の内容及び程度等を勘案し適正に行ったものであり、退職手当等の一部不支給処分にとどめる特に参酌すべき事情等は認められないと主張しております。

5、審査庁の考えでございます。

まず、判断の根拠となる退職手当に係る支給制限処分の考え方について説明いたします。

退職手当の支給の根拠となる退職手当条例及び運用通知において、懲戒免職処分がなされた職員に対して、退職手当の支給制限処分ができることが規定されております。

なお、退職手当の支給制限処分には、全部

不支給と一部不支給の2種類がございます。

ここで、63ページをお開き願います。

中ほどに、熊本県職員等退職手当支給条例(抄)の第12条の規定を抜粋しております。

3行目後半分からアンダーラインをつけておりますが、懲戒免職処分を受けて退職した者については、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響などを勘案して、全部不支給とするか一部不支給とするかを判断することになります。

また、運用通知においては、懲戒免職の場合、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、原則は全部不支給とされております。

また、一部不支給にとどめることを検討する場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとしております。

なお、この取り扱いは、国に準じた取り扱いであり、他県においても同様の取り扱いがなされております。

こうしたことを踏まえ、審査庁といたしましては、本件審査請求の裁決を行うに当たり、退職手当に係る処分が退職手当条例等の関係規定に基づき適正に行われたか、退職手当等の一部不支給処分にとどめる特に参酌すべき事情等があったのかという観点から判断することになります。

申しわけありませんが、資料61ページの5、審査庁の考えにお戻り願います。

審査庁といたしましては、本件審査請求を棄却すべきと考えています。

その理由といたしまして、まず、処分庁が本件処分の理由としたUSBメモリーを窃取したこと、児童の個人情報などの秘密を漏えいしたことという非違行為については、審査請求人も認めております。

また、審査請求人が考慮されるべきとする

動機につきまして、審査請求人は、平成27年12月に実施された県学力検査において、県への結果報告に不正があったと考え、義憤に駆られたものと主張しております。

しかしながら、同学力検査とUSBメモリーの窃取とは関係がなく、審査請求人の供述等から、秘密の漏えいも含め、同僚教諭への嫌がらせが目的であったことが認められません。

一方、非違行為当時の精神状態につきましては、非違行為以前から鬱病について診療を受けていたことは認められますが、非違行為前における診療回数、薬の処方などに変化はなく、USBメモリーを報道機関に送付するに当たって、第三者を装いUSBメモリーを紛失した教諭の処分を願う旨の添え書きを作成するなど、当時の精神状態が非違行為に影響を及ぼしたとは認められません。

処分庁は、このような事実を踏まえ、本件非違行為の内容及び程度、児童、保護者及び教職員等に与える甚大な影響、学校教育への信頼の失墜などを勘案し、退職手当条例等に基づき退職手当の全部不支給を決定しております。

処分庁が行った本件処分について、退職手当条例等に反する点は認められず、また、退職手当等の一部不支給処分にとどめる特に参酌すべき事情等も認められないことから、処分は適当であると認められます。

なお、懲戒免職処分については、別途、県人事委員会に審査請求が行われておりましたが、昨年7月に、懲戒免職処分を承認する裁決がなされたところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、諮問第1号について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 私は、本件審査請求は棄却すべきだというふうに思いますが、その前提として、懲戒免職処分というのは、やっぱり公務員法の中では最も重い処分であり、それと退職金は別ですよという論理は成り立たないというふうに思っておりますので、棄却すべきだというふうに思っております。

ただ、一つ質問したいのは、これは行政処分の内容であります。今内容の話を聞けば、当然刑事告発に値するものだというふうに思っておりますけれども、刑事的な部分についての対応をどうなさったのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○小原人事課長 人事課でございます。

このUSBメモリーが窃取された後、学校側のほうで、警察署に盗難についての申し出があっております。それを受けまして、当該審査請求人は警察のほうに逮捕されたという状況でございます。

その後、結果としては不起訴ということになったというふうに確認しております。

○前川収委員 はい、ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、議案諮問第1号に対する答申について、本件審査請求は棄却すべきか、認容すべきか、いかがいたしましょうか。

(「棄却すべき」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 ただいま、棄却との声がありましたが、本件審査請求は棄却すべき旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件審査請求は棄却すべき旨答申することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いいたします。

○前川収委員 急を要するかと言われると疑問がありますが、実は、後議分の中で御説明あるのかもしれませんが、御提案も含めて聞きたいと思いますが、交通政策課であります。

三里木から分岐して空港まで至る新しい路線をつくるということで、大変ありがたく思っていますし、よく頑張っているというふうに、基本的には思っております。

ただ、軌道をつくるというのは非常に難しいというんですかね、一般土木とはちょっと違うなと思いつつ、JRとかなり、運行されるJRとの緻密な協議というのが絶対的に必要になるし、また、コンセッションでつくっていただく新しい空港ビルとの整合もとらなければいけません、そのスピード感という前提を持ってみれば、何か新しい室とか、専門性を持った部署をおつくりになるのかどうか。今回の話では、まだその話は聞いておりませんが、御説明では聞いておりませんが、現行のままでやられるのか、もしくは新しく専門セクションをつくれるのかどうか、その点だけ、お考えがあればお答えいただければと思いますけれども——聞かないほうがよかったか。

○小原人事課長 人事課でございます。

組織体制については、部のほうの要求も聞きながら、今一生懸命考えているところでございますので、年度末には公表できるかなというふうに思っております。

○前川収委員 わかりました。ぜひ、そうい

った体制づくりというのがないと、なかなか、これは専門性を有する部分と、外との打ち合わせがすごく大変ですし、また、用地交渉等も非常に大事だと思っておりますので、スピード感を持つために、ぜひよろしくお願い致します。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第6回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長